新型コロナウィルス感染拡大防止に係る教育実習生への対応

実習前
①原則として、２週間前（５月１０日（月）までに実家に帰省すること。
　※２週間前に帰省できない場合や帰省先が住所変更している場合は速やかに申し出ること。
②帰省後、実習開始まで２週間毎朝検温と健康観察をすること。（健康観察用紙pdfをダウンロードして使用する。）
③実家滞在期間中に体調に異変があった場合は、必ず実習担当まで電話で連絡すること。
④実習前に濃厚接触者に特定された場合、または感染者との接触（の疑い）が判明した場合は、接触から２週間経過後、検査を受け、陰性であれば実習に参加できる。陽性の場合は２学期の実習実施を検討する。

実習中
①実習中も検温と健康観察を継続すること。
②実習中に発熱等の風邪症状やその他体調不良が見られる場合は、実習への参加を見送ること。その場合、２学期の実習実施を検討する。

共通
①手洗い、咳エチケット、マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。
②実習開始まで、または実習期間中に感染リスクが高い場所に行くことを避けること。